㊞

八監第３６６号
令和６年１２月２０日

八千代市監査委員　江　頭　博　彦

八千代市監査委員　大　谷　益　世

八千代市監査委員　大　塚　裕　介

監査結果公表

地方自治法第１９９条第１項，第２項及び第４項の規定による財務部の監査を行ったので，次のとおり公表します。

第１　監査の概要

１　監査の種類

地方自治法第１９９条第１項及び第４項の規定による定期監査並びに同条第２項の規定による行政監査

２　監査の対象機関

財務部

⑴　財政課
⑵　契約課（工事検査室）
⑶　資産管理課
⑷　納税課（債権管理室）
⑸　市民税課
⑹　資産税課

３　監査の範囲

令和６年度（令和６年８月末現在）における財務部の財務事務及び事務事業（一部，過年度分を含む。）

４　監査の着眼点

予算の執行状況，事務事業の執行状況，補助金交付事務の状況，契約事務の状況，財産の管理状況について，合規性及び効率性を主眼に，過去の監査結果等を勘案し，想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

５　監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し，その有効性を評価するとともに，当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを，証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

６　監査の期間

令和６年８月２２日から同年１２月１８日まで

第２　監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は，関係法令等及び予算目的にのっとって執行されており，おおむね適切であると認められた。

なお，監査対象機関ごとの所見（要望事項）は，次のとおりである。

所　見

対象機関	区　分	内　　容
財政課	要望事項	1　統一的な規準による財務書類について 　統一的な規準による財務書類については，貸借対照表等の財務書類のほか，財務書類の各種項目の説明や分析，また，経年の比較や類似団体との比較を掲載するなど，市民に分かりやすく解説した財務書類報告書を作成している。 　しかしながら，財務書類報告書は専門的な用語が散見されるなど，市民にとって分かりやすい内容とは言い難いことから，まとめ方を工夫するなど，より分かりやすい財務書類報告書の作成に努められたい。